

改正法が成立し、固定価格買取制度が 平成29年4月1日から変わります。

接続契約の締結がお済みでない皆様

- 新制度では、既に認定を受けている方も、**平成29年3月31日までに電力会社との接続契約（注）が締結出来ていない場合には、原則、認定が失効します。**

（注）「接続契約」には、工事費負担金の支払いに関する契約を含みます。その他、詳細は下記のHPをご覧ください。

- 未だ接続の申込みがお済みでない方は、**工事費負担金の算出などに一定の期間（9ヶ月程度）かかることがありますので、認定が失効しないよう、早めの接続のお申込みをお願いします。**

※なお、平成29年3月31日までに接続契約の締結をご希望の場合、平成28年6月30日までに接続の申込みをしていただくよう各電力会社から御案内がされています。詳細は、各電力会社のHP等で御確認下さい。

接続契約を締結済みの皆様

- 運転開始済みの方など、接続契約の締結がお済みの皆様については、**新制度の認定を受けたものとみなされ、新制度が適用されます。**
- ただし、改正法施行後一定の期間内に書類を提出していただくこと（10kW未満の太陽光発電の場合を除く。）が必要となります。
- また、一定期間内の運転開始等の条件が付される可能性があります。

詳細については今後、内容が決まり次第、下記のHPでお知らせします。

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

<固定価格買取制度に関するお問い合わせ>

経済産業省 資源エネルギー庁
新エネルギー対策課
0570-057-333
電話受付時間 9:00～18:00
(土日祝日、年末年始を除く)

<系統接続に関するお問い合わせ>

各電力会社のお近くのお客様センター
または担当営業所まで
お近くのお客様センターまたは
担当営業所は各電力会社の
ウェブページでご確認ください。